

## 台東区地域型保育給付費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第29条第5項の規定により、特定地域型保育事業者（法第29条第1項の特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）が行う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号。以下「最低基準」という。）に基づき行う保育及び最低基準を超えて行う保育の充実に要する経費について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (地域型保育給付費の支給)

第2条 東京都台東区教育委員会（以下「委員会」という。）は、特定地域型保育事業者に対し地域型保育給付費として、第1号、第2号及び第3号に掲げる費用の額から、第4号に掲げる費用の額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を支給する。

- (1) 最低基準に基づき行う保育に要する経費 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）に規定するもの
  - (2) 延長保育事業の実施に要する経費 延長保育事業の実施について（平成27年7月17日付雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「延長保育事業実施要綱」に規定するもの
  - (3) 最低基準を超えて行う保育の充実に要する経費 別表第1に規定するもの
  - (4) 当該地域型保育事業者が行う保育にかかる利用者負担額 東京都台東区子ども・子育て支援法に基づく利用者負担に関する規則（平成27年3月台東区規則第14号）に基づき算出した利用者負担額
- 2 前項の場合において、同項第4号に掲げる利用者負担額が未決定の場合は、委員会は、当該利用者負担額が零であったものとみなして、地域型保育給付費を暫定給付する。この場合において利用者負担額が決定したときは、速やかに前項の規定により算出した額との差額を返還しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保育利用児童（法第20条の規定に基づく認定を受け、特定地域型保育事業所（法第29条第3項第1号の特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）を利用する子どもをいう。以下同じ。）が利用した特定地域型保育事業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、この要綱と異なる基準により地域型保育給付費を支給しているときは、委員会と当該特定地域型保育事業所の存する市町村との協議により、対象経費を定める。

### (保育利用児童の年齢計算)

第3条 保育利用児童の年齢計算は、保育実施施設に入所又は在籍する年度の初日の前日の年齢を基準として行う。

### (地域型保育給付費の請求)

第4条 地域型保育給付費の支給を受けようとする特定地域型保育事業者は、台東区地域型保育給付費請求書（第1号様式）に、必要な書類を添えて、別に定める提出期限までに、委員会に請求するものとする。

(地域型保育給付費の使用制限)

第5条 特定地域型保育事業者は、この要綱で支給する地域型保育給付費を目的以外に使用してはならない。

(状況報告)

第6条 委員会は、地域型保育給付費を支給した特定地域型保育事業者に対し、必要があるときは、地域型保育給付費の執行状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合であって、必要があるときは、その処理について適切な指示をしなければならない。

(実績報告)

第7条 地域型保育給付費の支給を受けた特定地域型保育事業者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の37第2項の規定により廃止の承認を受けたとき又は地域型保育給付費の支給にかかる会計年度が終了したときは、廃止の日又は当該会計年度の終了の日から30日以内に、委員会に対し特定地域型保育事業所の収支決算報告書を提出しなければならない。

(地域型保育給付費支給の取消し)

第8条 委員会は、特定地域型保育事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により地域型保育給付費の支給を受けたとき
- (2) 地域型保育給付費を他の用途に使用したとき

(地域型保育給付費の返還)

第9条 特定地域型保育事業者は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに地域型保育給付費の支給を受けているときは、遅滞なくそれを返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の場合において、告示に規定する加減調整部分の連携施設を設定していない場合については、同項の規定にかかわらず、当分の間、これを適用しない。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

加算項目	対象事業	経費	給付対象額	使途目的	支給時期
建物賃借料加算※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> <li>・家庭的保育事業（保育の実施場所が、家庭的保育者等の自宅の一部である場合は、実際に建物の賃借に要した経費について、居住用の部分と保育事業用の部分について、床面積により按分して算出するものとする。）</li> </ul>	・管理費	<p>(1) 開設後 5 年目までの施設 実際に建物の賃借に要した経費（礼金を含み、敷金、共益費、管理費を除き、下記に掲げる額を上限とする。）から、告示に規定する賃借料加算の加算額を控除した額に 7/8（平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日までに開設した施設は、15/16）を乗じて得た額。</p> <p>年額 22,500 千円</p> <p>(2) 開設後 6 年目以降の施設 建物賃借料が、告示に規定する賃借料加算の加算額の 3 倍を超える施設について、実際に建物の賃借に要した経費（礼金、敷金、共益費、管理費を除き、下記に掲げる額を上限とする。）から、前述の賃借料加算の加算額を控除した額に 3/4 を乗じて得た額。</p> <p>年額：22,000 千円</p>	建物の賃借に要する経費	毎月
副食費徴収免除加算	・ <u>居宅訪問型保育事業</u>	・副食費	<p><u>各月の 3 歳児及び 4 歳以上児の利用子どもの単価に加算</u></p> <p><u>4,500 円に各月初日における加算対象子どもの数を乗じて得た額。</u></p>	<u>台東区に住所を有する児童の副食費相当分</u>	毎月
代替保育士加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> <li>・家庭的保育事業</li> </ul>	・人件費	<p>実際に代替保育士の雇上に要した経費</p> <p>1 施設あたり 月額上限 31,920 円</p>	代替保育士の雇上に要する経費	年度末

<p>一時預かり事業実施加算※2</p>	<p>・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・家庭的保育事業</p>	<p>・人件費 ・管理費 ・事業費</p>	<p>子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」で定める単価に延べ年間利用人数を乗じた額</p>	<p>保護者が仕事・病気・出産等により児童の保育ができないときに、一時的に預かる事業に要する経費</p>	<p>年度末</p>
<p>居宅訪問型保育利用支援事業実施加算</p>	<p>・居宅訪問型保育事業</p>	<p>・交通費</p>	<p>障害、疾病のある児童の保育を行う際に、要した交通費実費  児童1人当たり 月額上限 20,000 円</p>	<p>障害、疾病のある児童の保育を行う際に要する下記の経費 (1) 保育者が児童の居宅まで通うために要する交通費実費 (2) 連携施設と児童の居宅を移動する際に必要となる保育者の交通費実費</p>	<p>年度末</p>

※1 表「建物賃借料加算」について、この補助に該当する事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助部分に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。ただし、この補助に該当する事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、委員会は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

※2 一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「一時預かり事業の実施要綱」4（4）及び「東京都一時預かり実施要綱」4（2）余裕活用型 に該当する一時預かり事業かつ、「台東区一時保育実施要綱」第3条（保育の種類）に規定する保育のみを実施する一時預かり事業であること。